**大阪府海区漁場計画（案）**

**令和３年３月**

**大 阪 府**

**第１種・第２種区画漁業権**

１ 公示番号 区第１号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業 | はまち養殖業  たい養殖業  しまあじ養殖業  さけ・ます養殖業  ふぐ養殖業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １２月１日から翌年３月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアから真方位２５２度４０分の線、基点第２７号から真方位３１２度１０分の　　　線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域。

　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

ア　　　　　　小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ１３０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

大阪府

６ 制限又は条件

　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒　　むことはできない。

７ 存続期間

平成３０年９月 １日から

平成４０年８月３１日まで

１ 公示番号 区第２号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで |

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

ア 基点第２号から真方位３２０度、２８４メートルの点

イ 基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

ウ イから真方位４７度、４４０メートルの点

エ アから真方位４７度、５２０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月 １日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第３号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

　　　基点第３号　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メ　　　　　　　　　ートルの点

　　　ア　　　　　基点第３号から真方位３２０度、５２０メートルの点

　　　イ　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１,０２０メートルの点

　　　ウ　　　　　イから真方位５１度、４２０メートルの点

　　　エ　　　　　アから真方位５１度、４２０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設があることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月 １日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第４号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基 　点第４号から真方位２９０度及び真方位３０５度の各線、点イと点ウを結んだ線及　　　び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７　　　　　　　　　　メートルの点

基点第４号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

ア 基点第３号から真方位３２０度、５７０メートルの点

イ 基点第３号から真方位３２０度、１，０２０メートルの点

ウ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

エ 基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南市岡田

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第５号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第４号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

ア 基点第４号から真方位２９０度、５４０メートルの点

イ 基点第４号から真方位２９０度、９９０メートルの点

ウ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

エ 基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南市岡田

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第６号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

基点第６号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第５号から真方位３２０度、２８３メートルの点

イ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

ウ 基点第６号から真方位３３０度、９５０メートルの点

エ 基点第６号から真方位３３０度、５５０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南市樽井

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第７号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |  |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  こんぶ養殖業  かき養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |
|  |  |  |

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第６号 泉南市と阪南市の境界

　　　基点第７号 尾崎港南防波堤基部中心点

ア 基点第６号から真方位２５９度、２１０メートルの点

イ 基点第７号から真方位３７度４５分、５３０メートルの点

ウ アから真方位３２０度、２５０メートルの点

エ アから真方位３２０度、６００メートルの点

オ イから真方位３２０度、６００メートルの点

カ イから真方位３２０度、２５０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第８号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |  |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  こんぶ養殖業  かき養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |
|  |  |

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第７号 尾崎港南防波堤基部中心点

基点第８号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

ア 基点第７号から真方位２２２度、４３０メートルの点

イ アから真方位３２０度、６９０メートルの点

ウ アから真方位３２０度、９９０メートルの点

エ 基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

オ 基点第８号から真方位３２０度、７００メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第９号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第９号 　西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位２２２度、１３０メー　　　　　　　　　　　トルの点

基点第１０号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第９号から真方位３１０度、３００メートルの点

イ 基点第９号から真方位３１０度、１，０００メートルの点

ウ 基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

エ 基点第１０号から真方位３２０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１０号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第８号　　　阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

ア 基点第８号から真方位３２０度、２００メートルの点

イ 基点第８号から真方位３２０度、２７０メートルの点

ウ 基点第８号から真方位２４５度、５００メートルの点

エ 基点第８号から真方位２３７度、４６０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１１号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第１０号から真方位３２０度、１９５メートルの点

イ 基点第１０号から真方位３２０度、２６５メートルの点

ウ イから真方位４５度、１７０メートルの点

エ アから真方位４５度、１７０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１２号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業  かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第１０号から真方位３２０度、４５０メートルの点

イ 基点第１０号から真方位３２０度、７５０メートルの点

ウ イから真方位２４３度３０分、２００メートルの点

エ イから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

　　　オ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

　　　カ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、２００メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

　　平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１３号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業  かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートル　　　　　　　　　　　の点

ア 基点第１２号から真方位２４５度、７８０メートルの点（田山川　　　　　　　　　　　河口右岸）

イ アから真方位３４５度、５８０メートルの点

ウ アから真方位３４５度、９３０メートルの点

エ 基点第１３号から真方位、３４５度、８７４メートルの点

オ 基点第１３号から真方位、３４５度、５２４メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

　　平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１４号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１２号 下荘漁港西防波堤基部中心点

ア 基点第１２号から真方位３１０度、１９０メートルの点

イ 基点第１２号から真方位３１０度、３２０メートルの点

ウ　　　　　 オから真方位３３０度、２７５メートルの点

　　　エ　　　　　 オから真方位３３０度、１５０メートルの点

　　　オ　　　　　 基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１５号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートル　　　　　　　　　　　の点

ア 基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

イ 基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

ウ イから真方位２８８度、３７０メートルの点

エ 基点第１３号から真方位２７４度２０分、５８７メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１６号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに　　　よって囲まれた区域。

基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第１６号から真方位１０２度３０分、３２０メートルの点

イ 基点第１６号から真方位３５８度３０分、５７０メートルの点

ウ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、５００メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１７号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第１６号から真方位３３２度３０分、１００メートルの点

イ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、３５０メートルの点

ウ イから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

　　　エ　　　　　　　アから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１８号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１８号　　深日漁港南防波堤基部中心点

ア 基点第１８号から真方位３４１度、１７０メートルの点

イ 基点第１８号から真方位３４１度、２７０メートルの点

ウ イから真方位３０度、２０メートルの点

　　　エ　　　　　　　アから真方位３０度、２０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１９号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

ア 基点第１９号から真方位４８度、４１０メートルの点

イ アから真方位５６度４０分、１１０メートルの点

ウ エから真方位５６度４０分、１３０メートルの点

　　　エ　　　　　　　基点第１９号から真方位５４度５０分、３８０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第２０号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年６月３０日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第２２号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。

基点第２２号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第２２号から真方位０度、２００メートルの点

イ 基点第２３号から真方位３５０度、２００メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第２１号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メート　　　　　　　　　　ルの点

ア 基点第２５号から真方位９７度、３１０メートルの点

イ アから真方位０度、５０メートルの点

ウ アから真方位０度、１５０メートルの点

エ 基点第２５号から真方位０度、１４０メートルの点

オ 基点第２５号から真方位０度、４０メートルの点

３ 免許予定日

平成３０年９月１日

４ 申請期間

平成３０年６月１１日から同年７月１３日まで

５ 地元地区

泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

平成３０年９月　１日から

平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第２２号

２ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

ア 基点第１号から真方位２３６度４５分、１，０６５メートルの点

イ 基点第１号から真方位２３２度　０分、１，０４０メートルの点

ウ 基点第１号から真方位２３０度３０分、１，２４０メートルの点

エ 基点第１号から真方位２３４度２５分、１，２６０メートルの点

３ 免許予定日

令和３年８月１日

４ 申請期間

未定

５ 地元地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

６　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

７ 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に　　　拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

８ 存続期間

令和３年８月１日から

令和５年８月３１日まで